

## 健全性について

## 自己資本比率の状況

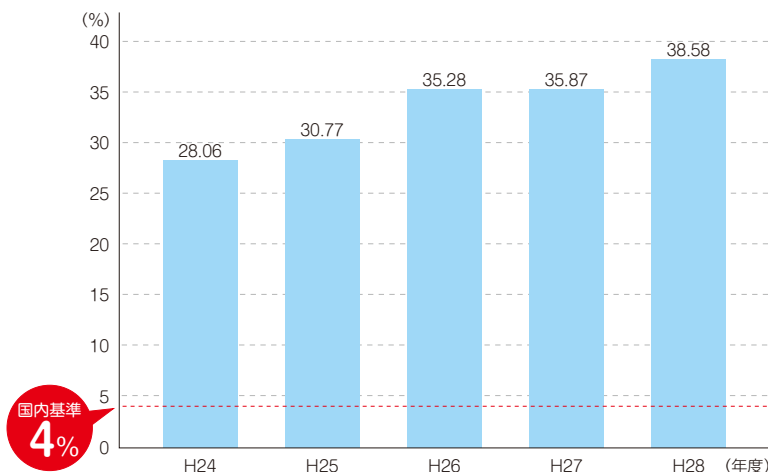
(単位:百万円、%)

項 目	平成27年度	経過措置による 不算入額	平成28年度	経過措置による 不算入額
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,704		11,142	
うち、出資金及び資本剰余金の額	286		284	
うち、利益剰余金の額	10,429		10,869	
うち、外部流出予定額(△)	11		11	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5		3	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5		3	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,710		11,146	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	4	4	2
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	4	4	2
前払年金費用の額	89	134	134	89
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	92		138	
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	10,617		11,008	
信用リスク・アセットの額の合計額	27,018		25,823	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,441		△2,263	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	4		2	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	134		89	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,580		△2,355	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,580		2,702	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	29,599		28,526	
自己資本比率(ハ) / (ニ)	35.87		38.58	

## ■自己資本比率の算出方法

$$\frac{\text{自己資本の額 (11,008百万円)}}{\text{リスク・アセット等計 (28,526百万円)}} \times 100 = \text{自己資本比率 (38.58\%)}$$

## ■単体自己資本比率の推移



(注) 1.自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁公示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度以前においては旧告示に基づく開示、平成25年度以降においては新告示に基づく開示を行っております。

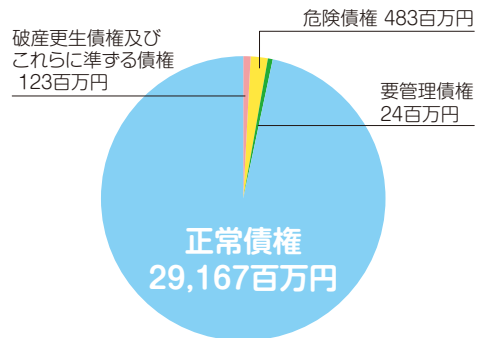
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 金融再生法開示債権の状況

貸出金をはじめとする債権は、金融機関の資産の中でも大きなウェイトを占めるとともに収益の大きな柱でもあるため、債権の状況は金融機関の健全性を示す指標の中でも重要なものです。

はちしんは良好な貸出資産内容を維持するとともに、確実な引当処理を実施し、不良債権に対しては万全の対応を図っております。

区 分	平成27年度	平成28年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	258	123
危険債権	547	483
要管理債権	134	24
正常債権	28,962	29,167
合 計	29,903	29,798



区 分	平成27年度	平成28年度
金融再生法上の不良債権 (A)	940	631
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	258	123
危険債権	547	483
要管理債権	134	24
保 全 額 (B)	782	554
貸倒引当金 (C)	167	100
担保・保証等 (D)	614	454
保 全 率 (B) / (A)	83.16	87.84
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D))	51.44	56.58

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

### Word

#### 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

#### 危険債権

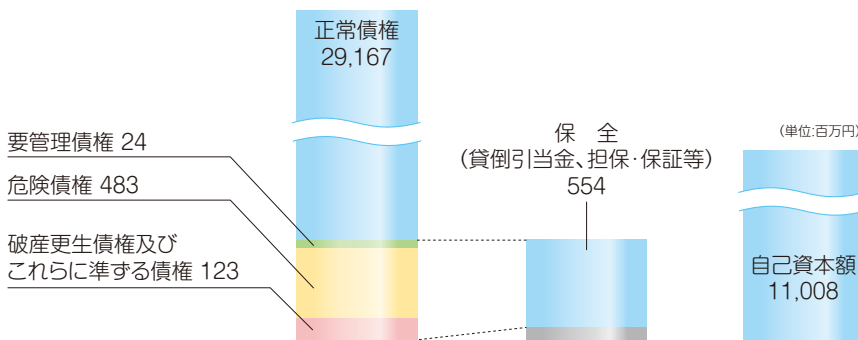
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

#### 要管理債権

「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

#### 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。



### Word 金融再生法開示債権とリスク管理債権の違い

金融再生法開示債権は金融再生法を根拠法とし、すべての与信（貸出金、債務保証、未収利息、仮払金など）を対象として債務者の状況に基づき分類されます。一方、リスク管理債権は信用金庫法施行規則を根拠法とし、貸出金のみを対象資産として債権の客観的な状況により分類されます。

金融再生法開示債権	対象となる債権				
	貸出金、債務保証、未収利息、仮払金など	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		危険債権	要管理債権
リスク管理債権	貸出金	破綻先債権	延滞債権	延滞債権	3か月以上延滞債権 貸出条件緩和債権

はちしんの健全性確保の取り組み

はちしんの健全性確保の取り組み

はちしんと地域社会

中期経営計画

商品・サービス

資料編

## リスク管理債権の状況

### リスク管理債権に対する担保・保証および引当金の引当・保全状況

#### ■破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証および引当金の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度	平成28年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	167	54
延 滞 債 権 額 (B)	637	551
合 計 (C) = (A) + (B)	804	606
担 保 ・ 保 証 額 (D)	612	451
回 収 に 懸 念 が あ る 債 権 額 (E) = (C) - (D)	226	154
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	167	100
同 引 当 率 (G) = (F) / (E)	73.91	64.81

#### ■3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証および引当金の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度	平成28年度
3 月 以 上 延 滞 債 権 額 (H)	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額 (I)	134	24
合 計 (J) = (H) + (I)	134	24
担 保 ・ 保 証 額 (K)	34	2
回 収 に 管 理 を 要 す る 債 権 額 (L) = (J) - (K)	99	22
貸 倒 引 当 金 (M)	0	0
同 引 当 率 (N) = (M) / (L)	0.10	0.04

#### ■リスク管理債権の合計額

(単位:百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度
(C) + (J)	938	630

### Word

#### 破綻先債権 (A)

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

#### 延滞債権 (B)

未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

#### 3か月以上延滞債権 (H)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。

#### 貸出条件緩和債権 (I)

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3か月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

- (注) 1.開示額 (A、B、H、I) は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 2.「担保・保証額」(D、K) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 3.「個別貸倒引当金」(F) は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額 (A)・延滞債権額 (B) に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 4.「貸倒引当金」(M) には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3か月以上延滞債権額 (H)・貸出条件緩和債権額 (I) に対して引当てた額を記載しております。